公　示　送　達　書

令和８年１１月５日
日本年金機構
岩国年金事務所長
富永　浩史

下記書類は、当年金事務所厚生年金徴収担当課に保管してありますから、来所の上、受領してください。

送達を受けるべき者	名称	株式会社　ジラフ
	（代表者氏名）	奈良　俊彦
送　達　す　る　書　類 （　記　号　番　号　等　）		健康保険法　の規定により送達する書類 （厚 1028-01）

（注意）

上記書類は、国税通則法第１４条第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときに送達があったものとみなされます。